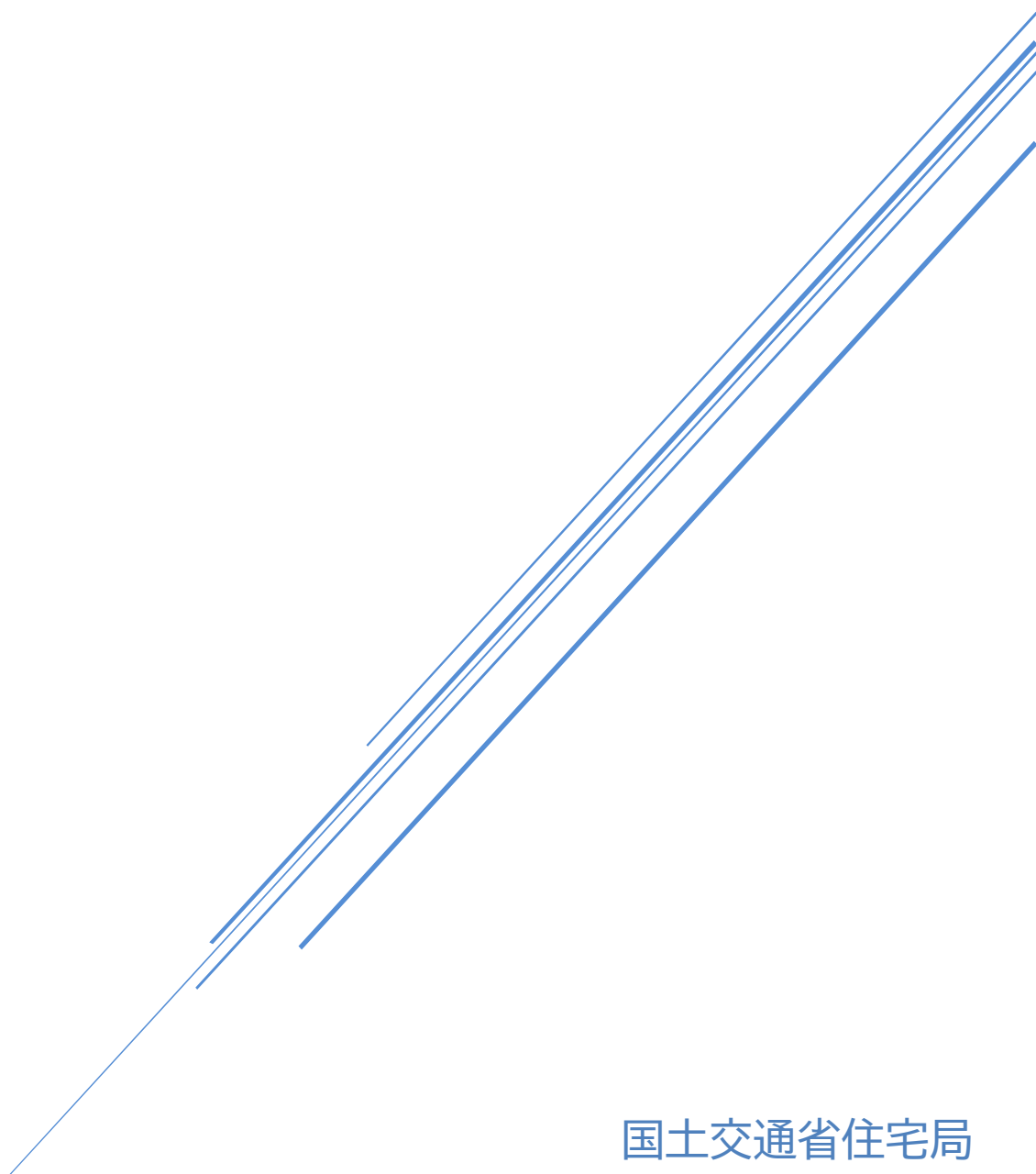


一時避難場所整備緊急促進事業

ガイドブック【第4版】



国土交通省住宅局

令和7年4月1日

《留意事項》

- 本ガイドブックは、国土交通省の住宅・建築物防災力緊急促進事業制度要綱及び住宅・建築物防災力緊急促進事業補助金交付要綱に基づき実施される一時避難場所整備緊急促進事業の要件、手続き等を紹介するものです。
- 民間事業者等が一時避難場所整備緊急促進事業を活用する場合には地方公共団体の補助を受けることが必要となるため、本ガイドブックで紹介する内容に加えて、地方公共団体への手続きが必要になります。また、地方公共団体独自の要件への適合が必要となる場合があります。
- このため、事業を実施しようとする場合には、その地域を管轄する地方公共団体に対し、一時避難場所整備緊急促進事業に対応した地方公共団体の補助制度の有無や必要となる要件、手続き等を確認してください。

目次

1	背景・目的.....	1
2	事業の枠組み.....	2
	（1）補助対象となる事業.....	2
	（2）一時避難場所整備緊急促進事業の要件.....	2
	（3）基礎事業について.....	5
	（4）補助の内容.....	5
	①補助対象.....	5
	②補助率.....	6
	③補助対象部分の特定.....	6
	④個別施設・設備の整備に要する費用に係る考え方.....	7
	⑤施設・設備が避難者等を受け入れるためとその他目的のために共通して整備 される施設・設備の整備に要する費用の按分の考え方.....	10
3	申請等の方法.....	12
	（1）事前協議.....	13
	（2）交付申請.....	13
	①全体設計承認.....	14
	②交付申請の方法.....	14
	③申請者及び申請単位について.....	14
	④留意事項.....	14
	（3）交付決定.....	15
	（4）補助事業実施にあたっての留意事項.....	15
	①補助金交付申請と補助対象事業の着手の関係.....	15
	②補助事業の適正な実施.....	15
	③消費税の処理.....	16

（５）交付決定の変更の申請.....	16
（６）その他補助金関係の手続きについて.....	16
（７）留意点.....	17
①取得財産の管理等について.....	17
②交付決定の取消、補助金の返還、罰則等について.....	17
③その他の関係する規定について.....	17
④調査の実施.....	18
（８）情報の取り扱いについて.....	18
①情報の取り扱い.....	18
②個人情報の利用目的.....	18
4 用語について.....	19
5 避難場所における避難者受入に係る協定について.....	22

一時避難場所整備緊急促進事業に関する問合せ先

住宅局 市街地建築課 市街地住宅整備室 03-5253-8111（内 39-678、39-677）

1 背景・目的

令和元年東日本台風（台風第19号）の際には、洪水・内水により医療施設、高齢者施設をはじめ、多数の避難者が発生するとともに、タワーマンションの一部では電気施設が浸水したことにより、一週間以上電気や水道が途絶える事態が生じたところです。また、水災害の激甚化・頻発化により、例えば、江東5区（墨田区・江東区・足立区・葛飾区・江戸川区）では、区内の大部分で浸水被害を受けることが想定されています。

小学校や中学校等の公共施設が水災害時の避難場所として指定されているところですが、大規模な水害の際には、公共施設のみでは避難者を収容するスペースが大幅に不足することから、民間施設も活用し、水害時の避難場所の整備を促進する必要があります。また、長期にわたり浸水が続く地域もあることから避難場所において一定の水・食料等を備蓄することが必要です。加えて、浸水時も避難場所としての機能を果たすためには、止水板・防水扉の設置や電気設備の浸水対策も重要となります。

こうしたことを踏まえ、一時避難場所整備緊急促進事業では、①退避施設（受入スペース）、②備蓄倉庫、③受入関連施設の整備に要する費用の一部を補助することにより、地域において逃げ込むことができる場所を確保することを目的としています。

2 事業の枠組み

本事業は、住宅・建築物防災力緊急促進事業制度要綱（以下「制度要綱」という。）及び住宅・建築物防災力緊急促進事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づき実施される一時避難場所整備緊急促進事業（避難場所の整備に関する事業）を対象として助成を行うものです。

（１）補助対象となる事業

制度要綱第２第１７号に規定する避難場所（協定に基づいて、避難者を受け入れる施設・建築物）を整備する事業について、退避施設（受入スペース）、防災備蓄倉庫又は受入関連施設を具体的な整備対象としています。

本事業の要件としては、受入人数に応じた防災備蓄倉庫を整備する必要がありますが、退避施設（受入スペース）は、避難者を受入れるための専用スペースを整備することを求めるものではありません。同様に、受入関連施設についても必要となる施設を整備していただくものであり、受入関連施設として定義している全ての施設の整備を要件とするものではありません。

（２）一時避難場所整備緊急促進事業の要件

一時避難場所整備緊急促進事業の実施に当たっては、次の要件に適合する必要があります。要件適合に当たっての留意事項は以下の通りとなります。（制度要綱第５第２項第１号～第７号）

- 水害時において 20 人以上の避難者を受け入れることに関して地方公共団体と協定を締結すること
- 浸水想定区域等の区域又はその隣接する区域で整備すること
- 耐震性を有すること
- 通常在館者及び避難者が３日間滞在するために必要な備蓄品が保管可能な備蓄倉庫が確保され、適切に管理されること
- 令和８年３月３１日までに事業に着手すること
- （○新築の退避施設等は、原則として省エネ基準に適合すること）

<補助要件の留意事項>

受入人数	受入予定人数を受入可能であればよく、専用の受入スペースの整備を求めるものではありません。
協定	協定において、以下の事項を定めることが求められます。 ・避難者の受入に関する事項 ・備蓄倉庫の維持管理等に関する事項 ・避難場所であることに関する情報提供や避難者の誘導方法に関する事項 ※協定書の例は「5 避難場所における避難者受入に係る協定について」を参考にしてください。
対象地域	本事業は、水害時に大量に発生する避難者を一時的に受入可能な施設の確保を図るものであることから、 ・行き場のない避難者が発生する蓋然性が高い「浸水想定区域等」 ・浸水想定区域等から避難する避難者を受け入れることを想定し、「浸水想定区域等に隣接する地域」 で実施することを要件としています。 浸水想定区域等は、制度要綱第2第34号に以下のとおり定義しています。 ・水防法第14条の洪水浸水想定区域 ・水防法第14条の2の雨水出水浸水想定区域 ・水防法第14条の3の高潮浸水想定区域 ・津波防災地域づくりに関する法律第10条第3項第2号の津波浸水想定に定める浸水の区域
新築の耐震性	避難者の安全を確保するため、避難場所を整備する施設・建築物を新築する場合には、建築基準法で定められた基準以上の構造耐力を有することを要件としています。 ここでは、評価方法基準に基づいて構造躯体が地震に対してどのくらい倒れずに耐えられるかを評価する耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）の等級1に相当以上であることを要件としています。 具体的には、①の基準に適合するか、②又は③の構造を採用していることとしています。 ① 「防災・省エネまちづくり緊急促進事業技術基準」の「構造躯体の倒壊等防止に関する基準」（評価方法基準の耐震等級1に相当する対策（遠地津波のみに対応するものを除き、津波に関する避難場所の新築については等級2以上））に定められた基準に適合していること。 ② 免震構造（免震装置の設置等により構造躯体の保全に配慮していること） ③ 制震構造（制震ダンパーの設置等により構造躯体の保全に配慮していること）
既存の耐震性	既存の建築物を改修する場合の基準として、現行の建築基準に適合することを要件としています。なお、旧耐震基準により建築されたもの（昭和56年5月31日以前に着工したものは、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づく耐震診断基準により耐震性を有する（I_s値が0.6以上）ことを確認することとしています。本事業の実施と合わせて、建築物耐震対策緊急促進事業を活用し、耐震改修を実施することにより、耐震性が確保されることが確実であるものも本事業の補助対象となり得ます。
上乗せの基準	施設・建築物によっては、国や地方公共団体が補助事業等において別途の基準を定めることにより、上記の新築又は既存の耐震性に定める基準以上の耐震性を有することが求められることがありますので、そうした場合には当該基準に適合させることを要件としています。

3日分の備蓄	通常在館者と発災時の受入予定者が一時的に滞在することを前提として、少なくとも3日分の食料等の備蓄品を保管可能な備蓄倉庫の確保を要件としています。 また、備蓄品の確保や管理等は、地方公共団体と締結する協定において定めることが考えられます。 なお、災害時において、受入れスペースに受け入れた避難者に対して適切に提供されるものであれば、備蓄倉庫は受け入れスペースを有する同一建築物内であることは義務付けていません。（災害時飲料水用貯水槽、近接した建物の倉庫など）
備蓄倉庫	備蓄倉庫について制度要綱第5第2項第5号で要件を課していますが、本事業において補助対象とはならない通常在館者分に係る備蓄倉庫について、補助事業実施後も適切に維持管理されることを担保しようとするものです。このため、通常在館者分に係る防災備蓄倉庫について、基礎事業の適用を受けて合わせて整備するか、既に整備していることを要件としています。 また、基礎事業により整備されるもの以外に適切な維持管理が担保されるものとして、法的な担保が可能又は法令上の位置づけが明確なもの等を対象とする趣旨であり、具体的には次に掲げるものを対象としますので、書類の提出が必要となります。なお、⑥に該当するか否かは、個別に確認することとします。 ①都市再生特別措置法第45条の15第1項の規定による管理協定が締結されているもの ②地方公共団体が設置するもの（公立病院、公立高等学校等） ③地域防災計画等の災害対策に関する法定計画において避難者の受入施設として位置づけられているもの ④都市計画において避難者対策を実施するものとして位置づけられているもの ⑤防災備蓄倉庫について、都市再生特別措置法第19条の19、津波防災地域づくりに関する法律第15条又は首都直下地震対策特別措置法第20条の規定に基づく容積率の特例措置が適用されているもの ⑥その他、上記に準ずると認められるもの（例えば、地方公共団体の条例や協定に位置づけることで、避難者を受け入れることが担保されているものなどが想定されます。）
事業着手	本事業で対象とする事業の着手要件を規定しており、令和8年3月31日時点で、次のいずれかに該当することが必要です。 ① 工事等に着手していること 建築物の工事に着工していること（<u>基礎事業の補助を受けるもの</u>に限り、基礎事業の一連として行われる従前建築物の除却工事に着手しているものも含まれます。なお、基礎事業の補助を受けないものは、補助対象となる工事に着工していることとします。） ② 補助を受けて設計等に着手していること 建築物の基本設計又は実施設計に着手していること（基礎事業の補助を受けるものに限ります。） ③ 事業認可等を了したもの 基礎事業について、次のいずれかに該当する等、施設・建築物の設置等に関して法令に基づく許認可等を了した場合は対象とします。 - イ 市街地再開発事業及び防災街区整備事業は、法律に基づく事業計画の認可済みであること - ロ 学校は設立の認可、病院は開設の許可を受けているものであること

(3) 基礎事業について

本事業は、通常在館者分の防災備蓄倉庫が本事業実施後において適切に維持管理されることを必要としています。このため、基礎事業を以下のとおり位置づけて、当該防災備蓄倉庫がこれらの基礎事業により整備されるものであるか、法令に基づく位置づけがあること等を要件としています。なお、基礎事業の内容は、それぞれ所管省庁又は地方公共団体の担当部局にご確認ください。

また、本事業の補助対象とする部分と基礎事業の補助対象とする部分を重複させることはできませんので、両方の事業において補助対象となり得る部分について、補助金交付申請で本事業の補助対象とする場合には、基礎事業の補助対象から除外してください。

- イ 国土交通省所管の社会資本整備総合交付金その他の施設・建築物の整備に対する交付金又は補助金
- ロ 復興庁所管の東日本大震災復興交付金
- ハ 文部科学省所管の学校施設環境改善交付金、私立学校施設整備費補助金その他の学校施設の整備に対する交付金又は補助金
- ニ 厚生労働省所管の医療提供体制施設整備交付金その他の医療施設の整備に対する交付金又は補助金

(4) 補助の内容

補助対象となる経費、補助率及びその額の算定方法は、住宅・建築物防災力緊急促進事業補助金交付要綱に規定されています。本事業では、避難者を外部から受け入れるために付加的に必要となる施設・設備の整備費用（掛かり増し費用。以下「受入分」という。）を対象として補助金を交付するものです。

したがって、通常在館者分（以下「自家用分」という。）の整備費用は本事業の補助対象とはなりませんので留意してください。

また、新築する場合などは、受入分と自家用分を一体的に整備することが想定されますが、この場合、人数按分で補助対象額を計算することになります。

① 補助対象

避難者を20人以上受け入れるために必要となる次に掲げる施設・設備の整備に要する費用（掛かり増し費用）が対象

受入スペースの整備 に要する費用

避難者の円滑な受入のため付加的に必要となるスペースを区画する工事費及び当該スペースに至る経路の段差解消等の工事費（専ら避難者を受け入れるためのスペースを付加的に整備する場合にあってはその工事費を含みます。）

防災備蓄倉庫の整備に要する費用	避難者の受入に伴い付加的に必要な備蓄倉庫の工事費
受入関連施設の整備に要する費用	避難者の受入に伴い付加的に必要な非常用発電機・蓄電池、給水関連設備（耐震性貯水槽・防災井戸等で、浄化設備、揚水機及び配管等を含む。）、マンホールトイレ、非常用照明設備・通信設備、止水板・防水扉等を設置するための工事費（付随して必要となる設備配管等の工事費や浸水対策のための移設費を含みます。）

②補助率

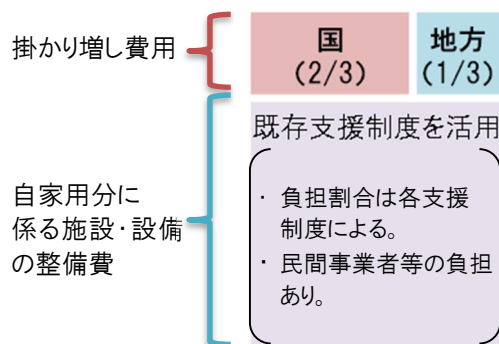
付加的に必要な費用（掛かり増し費用）は、事業主体に応じ、それぞれ次の補助率により算出します。民間事業者等が避難場所等の整備を行う場合には、地方公共団体が当該民間事業者等に補助することが必要です。具体的には下図のとおりとなり、民間事業者等が事業主体である場合には、掛かり増し費用分は国と地方公共団体で全額補助する仕組みとなっています。

民間事業者等が事業主体の場合 国 2 / 3、地方公共団体 1 / 3

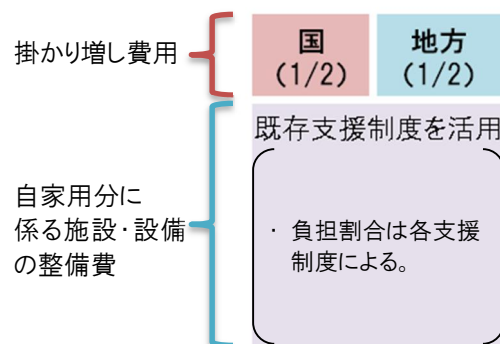
地方公共団体が事業主体の場合 国 1 / 2

【支援イメージ】

①民間事業者等が事業主体の場合



②地方公共団体が事業主体の場合



③補助対象部分の特定

一時避難場所整備緊急促進事業の補助対象の可否について、共通的・基本的な考え方を以下に示します。自家用分（B）、整備が法令上義務付けられている設備等（C）及び建築工事に該当しない備品購入費等（D）は補助対象とはなりませんので留意してください。

経費	経費の概要	補助対象
A	災害時に備えた施設・設備のうち、受入分の工事費	補助対象
B	災害時に備えた施設・設備のうち、自家用分の工事費	補助対象外

C	受入分（A）を整備するか否かに関わらず、建築基準法や消防法等の法令で整備が義務付けられている施設・設備の工事費	補助対象外
D	施設・設備の工事以外のもの（建築工事に含まれない備品の購入費等）	補助対象外

④個別施設・設備の整備に要する費用に係る考え方

退避施設（受入スペース）

退避施設（受入スペース）とは、実際に避難者が滞在する“受入空間”と、パーティション等の“区画”する設備、受入空間に至る廊下等の“経路”で構成されます。その際、受入空間は、協定で定める受入人数を受入可能であることが必要です（約 3.3 m² / 2人を目安とします。ただし、実際の算出にあたっては、施設の状況や特性、通路等として使用する部分等について考慮します。）。なお、受入専用のスペースの整備を求めるものではありません。

□受入空間

- 専ら避難者を受け入れるために付加的に整備する建築物の部分【A】
- × 平常時における利用を目的に整備する建築物の部分【C】

※上記○に該当する場合は、当該整備費全額が対象（受け入れ空間としての専用の部屋にとどまらず、会議室やホール、廊下などの一部をこれに充てることも可能ですが、補助対象となるのは、日常的には不要だが、避難者受け入れのために付加的に大きく整備したことの説明など、算出根拠が明示されることが必要です。）

□区画

- 平常時はロビー階等でセキュリティが確保されている執務フロアの会議室等を開放するため、追加的に必要な区画化に要する費用【A】
- × ロビー階等において一般的に設けられるセキュリティ設備の設置等区画化に要する費用【C】

□経路

- 避難者を滞在させようとする部分に至るまでの経路をバリアフリー化するための整備費（ただし、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」といいます。）に規定される特別特定建築物における移動円滑化経路である部分を除く。）【A】
- × ホール、百貨店、物販店舗等のバリアフリー法に規定される特別特定建築物の移動円滑化経路をバリアフリー化するための整備費【C】

防災備蓄倉庫

自家用分と受入分の備蓄品（１人あたり３日分以上の食料、水等）を保管するための倉庫面積が確保されることが求められます。

□倉庫

- 自家用分と受入分を共用する場合にあっては、備蓄倉庫の工事費のうち受入分にかかる額（原則人数按分による）【Ａ】
- × 通常在館者分の工事費【Ｂ】

□ラック・棚等

- 受入分に対応した据え付け型のラック等【Ａ】
- × 自家用分に対応した据え付け型のラック等【Ｂ】
- × 固定されていないラック等【Ｄ】

□備蓄品

- × 受入分、自家用分の購入費のいずれも【Ｄ】

受入関連設備

□非常用発電機

災害時専用の発電設備のみならず、常用防災兼用発電設備についても補助対象となります（ただし、商用のものを除きます。）。

- 消防用設備等に電力供給するために通常確保しなければならない電力容量を超える部分のうち受入分（原則人数按分による）に係る発電設備又は蓄電池の整備費【Ａ】
- 受入分に対応した発電量を少なくとも３日間維持するために必要となる燃料を備蓄するための燃料タンク等の設置費【Ａ】
- × 自家用分に対応した発電容量等に係る発電設備又は蓄電池の整備費【Ｂ】
- × 非常用発電設備等（消防用設備等に電力供給しなければならない電力容量分しかない発電設備又は蓄電池）の整備費【Ｃ】

□耐震性貯水槽

災害時に槽内の水を避難者等のための生活用水として利用可能な貯水槽を対象とします。

- 貯水槽の整備費のうち受入分に係る額（ただし、消防用水と兼用する貯水槽の場合には、当該消防用水分の貯水量を除いた貯水量相当額を原則人数按分したもの）【Ａ】
- 飲料用の水に浄化するためのろ過装置設備を追加で整備する場合（原則人数按分による）【Ａ】
- × 通常在館者分のみに対応した容量の貯水槽【Ｃ】
- × 消防用水としての貯水量にのみ対応した貯水槽【Ｃ】

□防災井戸

その掘削に際して、地方公共団体に防災用として許可を得たもの及び被災時に井戸水を提供する防災用井戸として地方公共団体に登録されるものを対象とします。

- 井戸の整備費のうち受入分に係る額（原則人数按分による）【Ａ】

- 井戸水を汲み上げるための揚水機、浄化設備及び配水管の整備費のうち受入分に係る額（原則人数按分による）【A】
- 飲料用の水に浄化するためのろ過装置設備を追加で整備する場合（原則人数按分による）【A】
- × 井戸の整備費のうち自家用分に係る額【B】
- × 日常的に利用する井戸の整備費【C】

□マンホールトイレ

1基あたりの使用想定人数は50～100人を目安とし、整備された分を補助対象とします。なお、上記はあくまで目安であり、現場の状況や使用する避難者の属性等に応じて想定人数をより少なく設定することも可能です。

- 受入人数を使用想定人数で除して得た数値（端数切上げ）分の整備費（ブースを含む）【A】

注）上記の数のマンホールトイレの整備を求めるものではなく、補助対象とする範囲を明らかにするためのものです。

□非常用通信設備

被災時においても確実に地方公共団体等関係機関と通信可能な接続回線（衛星回線インターネット、地方公共団体との専用の有線・無線回線等通信方法は限定しません。）を用いた通信設備を対象とします。

- 上記通信設備の整備費のうち受入分に係る額（原則人数按分による。ただし、避難者受入に伴い地方公共団体と専用の回線設備を設けるものにあっては、人数按分は不要とする。）【A】
- × 携帯型の通信機器の購入費【D】

□非常用情報提供設備

受け入れた避難者に対して、被災状況や公共交通機関の運行状況等の情報を提供するためのディスプレイ等の設備機器

- 上記情報提供設備の整備費のうち受入分に係る額（原則人数按分による。ただし、避難者受入のために情報提供設備を設けるものにあっては、人数按分は不要とする。）【A】
- × 携帯型ラジオ等の購入費【D】

□その他付加的に必要な施設

上記のほか、避難者を外部から受け入れるための付加的な整備部分が明確な場合には補助の対象とすることができます。

・非常用照明設備

- 避難者の受入に伴って追加的に必要となる非常用照明設備の整備費（通常在館者と共用する場合には原則人数按分による）【A】
- × 建築基準法上必要な非常用照明設備の整備費【C】

・制震部材、免震装置等

- 避難者の受入を行うため、建築物の構造耐力強化の理由が明確に説明可能であり、かつ、そのかかり増し分が算出できる場合【A】
- × 一般的な建築物の構造力強化を企図した免震装置等を導入する場合【C】

・給水施設整備費

- 補助対象となる防災井戸又は貯水槽を整備する場合に、当該防災井戸等から避難者等が利用する場所までの給水用配管の工事費が補助対象となります。

・電気施設整備費

- 補助対象となる発電設備を整備する場合に、当該発電設備から避難者等の受入スペース（トイレ等の必要なユーティリティスペースを含む。）への主配線や分電盤及び補助対象となるポンプ施設等の設備機器への動力配線の工事費が対象となります。
- 災害時に発電した際に幹線への電気の逆流を防止するための制御盤の設置費用についても補助対象となります。
- 水害時に浸水から電気施設を守るための止水板、防水扉に要する費用についても補助対象となります。また、浸水対策として電気施設を上階に移設するために必要な費用も補助対象になります。

・ガス供給施設整備費

- × 原則として、補助対象外です。
- 災害時用の特別な施設整備、例えば非常用電力を確保するための施設を整備する場合は補助対象となります。

・受入関連設備室整備費

- × 原則として、補助対象外です。
- 受入分に係る設備機器容量が自家用分に係る設備機器容量に比べて著しく大きい場合、設備機器の設置室が相当程度大きくなる場合には補助対象となり得ます。

□その他

- × 設計費、用地取得費
-

⑤施設・設備が避難者等を受け入れるためとその他目的のために共通して整備される施設・設備の整備に要する費用の按分の考え方

..... 通常在館者数

□オフィスビル

水害時に、実際に在館しており、かつそのまま当該施設での滞在を余儀なくされる人数を想定するものであることを念頭に、過大・過小とならないよう、できるだけ実態に即して算出することを原則としつつ、下記を参考としてください。原則として当該建築物における従業員数（実数による）で算出することとしますが、これ

が難しい場合は建築物の延べ面積を 25 ㎡／人（一人当たり床面積）で除して得た数とします。

※上記の延べ面積は建築基準法における容積率を算定する延べ面積とします。

□ホール、劇場等

ホール等の定員数及び従業員数を合計した数（実数による）

□学校

学生、生徒又は児童数及び教職員数を合計した数（実数による）

※在籍数とする必要はありません。

□マンション

居住者数を合計した数（実数による）

□店舗等

来店者数（実数による。ただし、これにより難しい場合は、大規模小売店舗立地法の原単位によることができる。）及び従業員数（実数による）を合計した数

（参考）大規模小売店舗立地法での交通量と駐車場規模の算定方法

ピーク来店者数

＝店舗面積当たり日来店客数原単位（A）×当該店舗面積（S）×ピーク率（B）

■ A：店舗面積当たり日来店客数原単位（人／千㎡）

	商業地区		その他地区	
人口 40 万人 以上	1,500－20 S	(S < 20)	1,400－40 S	(S < 10)
	1,100	(S ≥ 20)	1,100	(S ≥ 10)
人口 40 万人 以下	1,100－30 S	(S < 5)		
	950	(S ≥ 5)		

■ S：当該店舗面積（千㎡）

■ B：ピーク率（％）＝ピーク 1 時間の来客数／日来客数

受入人数

地方公共団体と締結する協定において取り決める避難者の受入予定数

注）「実数による」とは、建築計画時等における想定を含むこととし、平常時における単位時間あたりの最大在館者数をいうものとします。

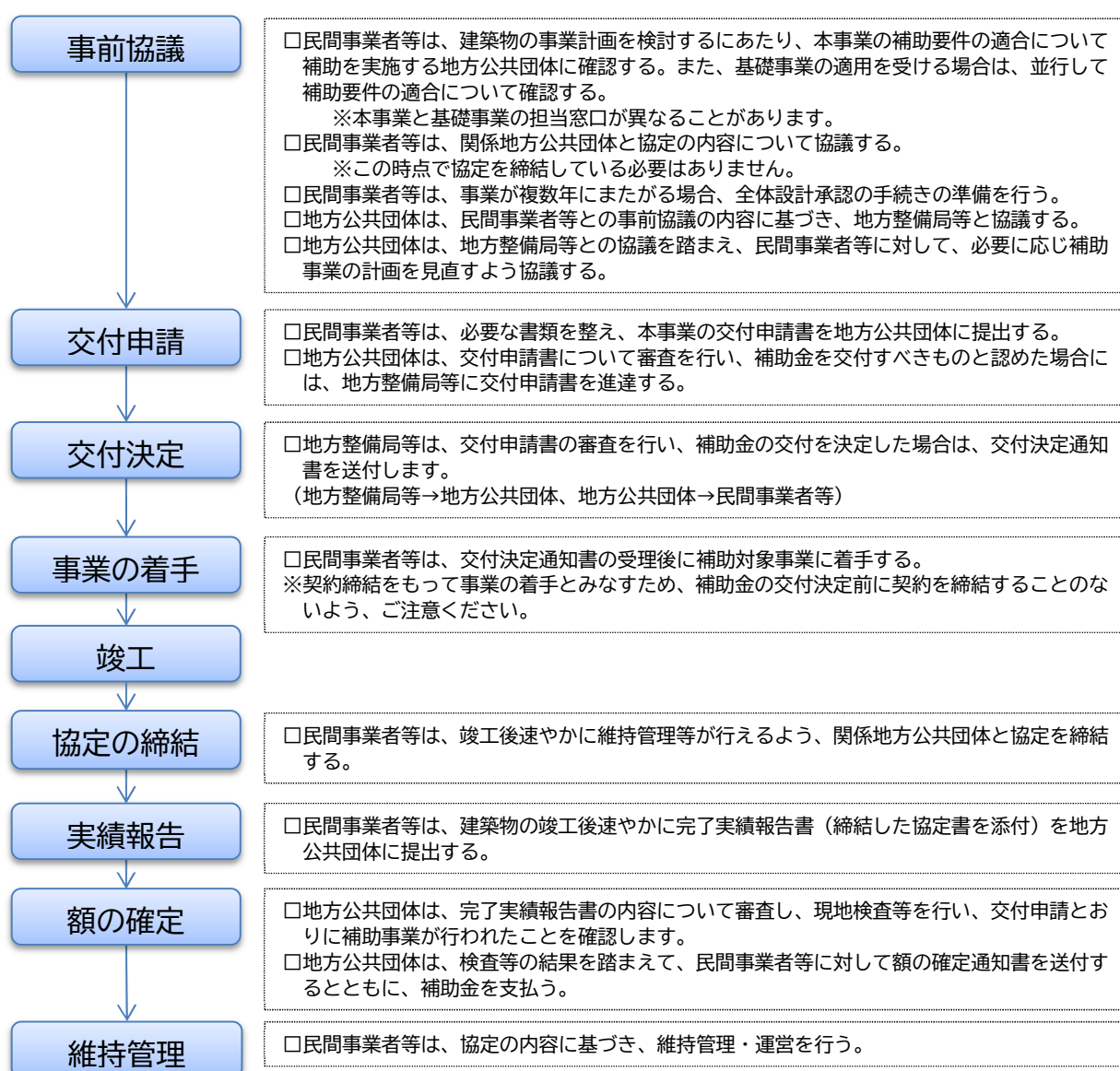
注）上記の方法によらず、たとえば区民利用施設など徒歩圏内の利用者を想定した施設においては、実情に応じ通常在館者数を減じることも可能です。

3 申請等の方法

本事業において、民間事業者等が事業主体となる場合の申請等手続きの基本的な流れは次のとおりです。

ただし、具体的な申請手続きの詳細は、民間事業者等に対して補助を行う地方公共団体により異なりますので、当該地方公共団体の指示に従ってください。この場合において、地方公共団体は、市町村、都道府県のいずれでも構いません。間接補助を支出する補助事業者は市町村又は都道府県となります。（以下一律に「地方公共団体」と記述します。）

申請等手続きの基本的な流れ



(1) 事前協議

本事業の活用に当たり、基礎事業の適用を受ける場合には、基礎事業に関する国又は地方公共団体の担当窓口にご相談してください。本事業の要件への適合等についても事前に協議していただく必要があります。

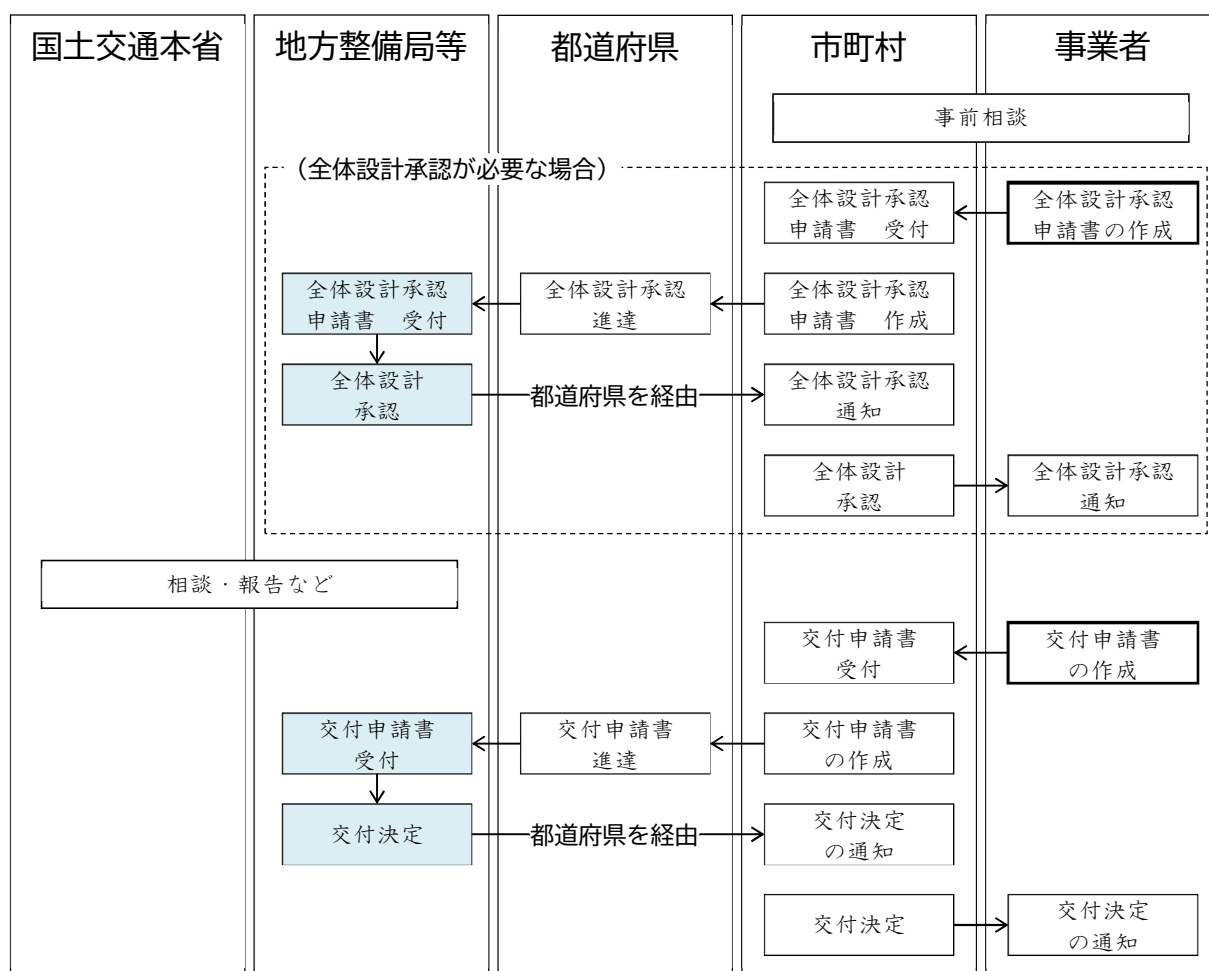
事前相談の進め方は各地方公共団体により異なりますので、窓口となる地方公共団体の担当部局にご連絡いただき、進め方を確認してください。

避難場所を整備する場合は、その維持管理・運営等に関する協定の内容について、地方公共団体の防災部局と協議してください。

(2) 交付申請

本ガイドブックでは、民間事業者等が事業主体となる間接補助（補助事業における補助事業者は地方公共団体）の場合を中心に記載しています。この場合、民間事業者等は、本事業の実施に関して補助を行う地方公共団体の担当部局に対して補助金の交付申請を行うこととなりますので、担当部局の指示に従い手続きを行ってください。

交付申請の流れ（事業者が民間事業者等の場合）



①全体設計承認

補助事業者となる地方公共団体は補助対象事業に係る建設工事の施工が複数年度に渡り、補助金の交付を複数年にわたって受けることを予定している場合は、国に対して交付申請の前に「全体設計承認申請書」を提出し、承認を受ける必要があります。全体設計承認申請書の提出は、地方公共団体が行いますが、一般的には交付申請書の提出方法に準じ事業主体となる民間事業者等からの申請に基づいて行うこととなります。（詳細の手続きは窓口となる各地方公共団体の担当部局と調整を行ってください。）

なお、全体設計承認は、翌年度以降の補助金の交付やその額を確定するための手続きではなく、年度をまたぐ設計や工事について、交付決定前の着手とならないようにするための手続きです。補助金の交付やその額はあくまで各年度の予算の範囲内で決定されることになり、全体設計承認によって後年度分の補助金交付を必ず保証するものではありませんので、ご注意ください。

②交付申請の方法

補助金の交付申請は、補助事業者である地方公共団体が、本ガイドブックで定める補助金交付申請書を作成し、地方整備局長等に対して提出することにより行います。この際、事業主体となる民間事業者等は、あらかじめ地方公共団体の定める手続きを行っておくことが必要となります。

なお、地方公共団体等から国土交通大臣又は地方整備局長等に報告する書類の様式は、別表第1によるものとします。

③申請者及び申請単位について

原則として、1申請1施設として補助金の交付申請等を行ってください。

④留意事項

交付申請にあたっては、補助要件に適合することを確認します。補助対象施設毎の要件の適合について次の書類が必要となりますので、これらの書類の作成・提出にあたっては、地方公共団体と十分に協議を行ってください。

○耐震性能を証する次のいずれかの書類

津波に関する避難場所（地震による揺れが小さい遠地津波のみに対応するものを除く）を新築する場合は、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第3条第1項の規定に基づく評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）（以下「評価方法基準」という。）第5の1の1-1に規定する耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）の等級2に相当する対策以上の措置が講じられていることについて構造設計一級建築士若しくは登録住宅性能評価機関が証した書面又は免震構造若しくは制震構造であることが確認できる書面

※津波に関する避難場所（地震による揺れが小さい遠地津波のみに対応するものを除く）以外を新築する場合には、耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）の等級1以上に相当することを要件としているため、書面は不要です。

例：・住宅合築の場合は、住宅性能評価書（耐震等級2であることが確認できるものに限る）

・防災・省エネまちづくり緊急促進事業における耐震性要件を確認するための書面

・改修等する場合は、一級建築士の作成した耐震診断結果報告書

○制度要綱第5第2項第五号に規定される要件に該当することを確認できる次のいずれかの書類

・新築する場合は、交付決定通知書又は交付申請書の写し

・改修等する場合は、完了実績報告書及び額の確定通知書の写し

・避難者の受入に関して、地方公共団体と協定の締結に関して行っている協議の内容がわかる書面

（例えば、建物竣工時に「協定」を締結する場合などで、交付申請時に協定書を提出できない場合には、確認書（協定書案について地方公共団体の協定担当者の確認を受けた旨を証明する書類）等の書類を提出し、完了実績報告時には締結済みの協定書を提出することも可能です。）

○備蓄倉庫の維持管理が適切に実施されるかが確認できる書類

（３）交付決定

審査後、補助事業者である地方公共団体に対して、「補助金交付決定通知書」を送付します。これを受けて事業主体となる民間事業者等に対しては、地方公共団体から必要な手続きがとられます。

（４）補助事業実施にあたっての留意事項

①補助金交付申請と補助対象事業の着手の関係

補助対象事業の着手は、国の「補助金交付決定通知書」の受理日以後に行ってください。

②補助事業の適正な実施

当該補助事業の経費計上は、適正な経理処理を心がけてください。

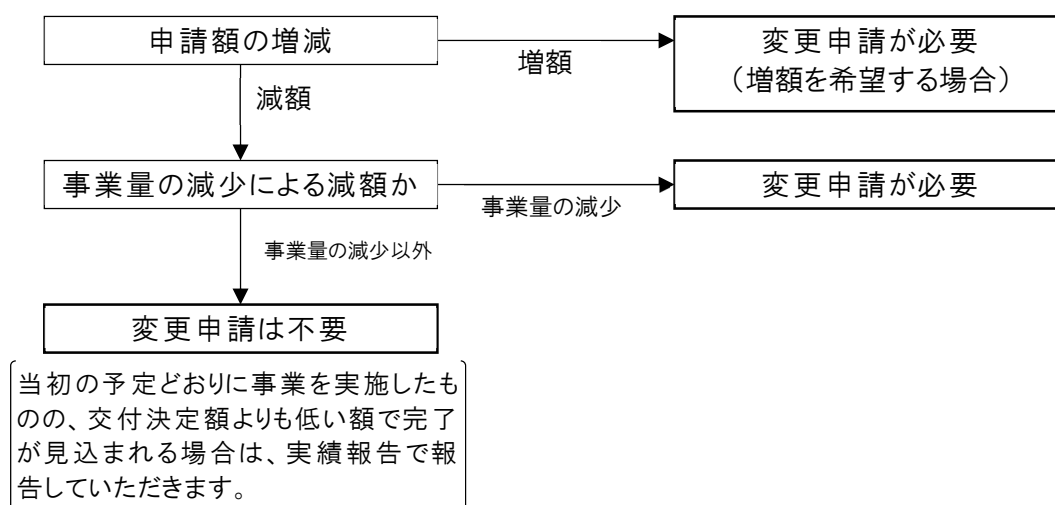
※支出内容を証明する書類として、事業主体の経理処理において通常使用している請負契約書、請求書、領収書等を確認できる書類を保管してください。

③消費税の処理

本事業に係る消費税相当額は、消費税相当額を含めた費用を補助対象とします。ただし、事業主体が消費税相当額について仕入税額控除を行う場合には、補助金に係る消費税相当額を除外して補助金を申告することになっています。このため、補助金に係る消費税相当額の仕入税額控除の申告を予定している場合は、消費税相当額は補助対象となりませんので、交付申請時に消費税相当額を除いて交付申請してください。また、交付決定後、完了実績報告時までには消費税相当額の仕入税額控除の申告をすることとした場合には、あらかじめ当該消費税相当額を除いて完了実績報告を行ってください。仕入税額控除を行うにもかかわらず、これに係る消費税相当額を除外せずに補助金を受領した場合には補助金の返還が生じますので注意してください。

(5) 交付決定の変更の申請

補助金交付決定後に補助対象事業に要する費用の減額(もしくは増額)がある場合には、速やかに「補助金交付変更申請書」を国に対して提出する必要がありますので、事業主体となる民間事業者等は、注意してください。実際の手続きは、通常の交付金申請書の提出方法に準じることとなります。



(6) その他補助金関係の手続きについて

交付決定の取消、完了予定期日の変更、実績報告、額の確定などその他補助金関係の諸手続は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)等に基づいて行うこととなるので、事業主体となる民間事業者等は、補助事業者である地方公共団体の指示に従って必要な手続を行ってください。

(7) 留意点

①取得財産の管理等について

当該補助金により取得し、又は効用の増加した財産は、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し（善管注意義務）、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を行ってください。

また、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具の価額が50万円以上のものは、国土交通大臣の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することはできません。ただし、国土交通大臣の承認を得て当該財産を処分したことにより収入があった場合には、交付した補助金の額を限度額として、その収入の全部又は一部を国に納付していただくことがあります。

②交付決定の取消、補助金の返還、罰則等について

万一、交付規定や交付条件に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。

- ・ 交付決定の取消、補助金等の返還及び加算金の納付
- ・ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第29条から第32条までの規定に準じた罰則
- ・ 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと

③その他の関係する規定について

このガイドラインのほか、補助金の交付等に関しては、次の各号の法令等に従う必要があります。

- イ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
- ロ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）
- ハ 国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・建設省令第9号）
- ニ 補助事業等における残存物件の取扱いについて（昭和34年3月12日建設省開発第74号建設事務次官通達）
- ホ 住宅局所管事業等における消費税相当額の取扱について（平成17年9月1日国住総第37号住宅局長通知）
- ヘ 住宅局所管補助事業等により取得した財産等の取扱について（平成20年12月22日国住総第67号住宅局長通知）
- ト 地域防災拠点建築物整備緊急促進事業制度要綱（令和3年3月31日国住街第222号、国住市第155号住宅局長通知）
- チ 地域防災拠点建築物整備緊急促進事業交付要綱（令和3年3月31日国住街第223号、国住市第156号住宅局長通知）
- リ 住宅・建築物省エネ改修推進事業の運用について（案）
- ヌ 市街地住宅整備室関連要綱の一部改正について（令和4年3月31日事務連絡）
- ル その他関連通知等に定めるもの

④調査の実施

補助金の支払後も、国土交通省又は地方公共団体が、補助対象の建築物の現場検査等を行うことがあります。こうした調査の実施を拒まれる場合には、補助金の返還を請求することとなりますのでご注意ください。

(8) 情報の取り扱いについて

①情報の取り扱い

交付申請受付時及び実績報告書受領時には、国土交通省から所管府省庁に情報提供することがありますので、あらかじめご了承ください。

②個人情報の利用目的

取得した個人情報は、申請に係る事務処理に利用するほか、アンケート等の調査の際に利用することがあります。また、同一の事業に対し、国又は地方公共団体から他の補助金を受けていないかを調査するために利用することがあります。

4 用語について

本事業における用語の意義を規定するものであり、本事業以外における用語の意義と必ずしも同一ではない場合がありますので注意してください。

✓ 六号「基礎事業」について

各省庁所管事業で具体的に想定される主なものを例示すると、次のとおりです。

【国土交通省所管事業】

① 社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金

- ・市街地再開発事業
- ・優良建築物等整備事業
- ・都市再生整備計画事業
- ・住宅市街地総合整備事業
- ・都市防災総合促進事業

② 補助事業

- ・都市安全確保促進事業

【復興庁省所管事業】

東日本大震災復興交付金

【文部科学省所管事業】

① 国立大学法人施設整備費補助金

② 学校施設環境改善交付金

③ 私立学校施設整備費補助金

- ・私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費
- ・私立高等学校等施設高機能化整備費
- ・私立幼稚園施設整備費

【厚生労働省所管事業】

医療提供体制施設整備交付金

- ・基幹・地域災害拠点病院施設整備事業

✓ 七号「事業主体」について

本事業により対象となる施設を整備することができる者を規定しており、都道府県及び市町村の普通地方公共団体並びに特別区及び地方公共団体の組合等の特別地方公共団体が地方公共団体に該当します。また、株式会社、有限会社などのほか、医療法人、学校法人、公益法人、一般財団・社団法人、独立行政法人（地方独立行政法人を含む）等を民間事業者等としています。

✓ 十七号「避難場所」について

本事業では、第 36 号に規定する協定に基づいて、避難者を受け入れる施設・建築物を「避難場所」として規定しています。なお、通常は民間オフィスビル、商業施設、マンション等の施設・建築物を想定していますが、商店街等、複数の施設・建築物で避難者の受入を行う場合を否定するものではありませんので、この場合の協定の取扱い等、事前にご相談いただけますようお願いいたします。

✓ 十九号「退避施設（受入スペース）」について

災害時に、避難者を避難場所において受け入れるための場所（空間）であり、当該施設・建築物内か、又はその敷地内において確保されるものを対象としています。建物の外で確保する場合には、ひさし等建物の下部空間や災害時にテント等を張るなどにより、雨ざらしにならないことが必要です。なお、本事業で受入スペースの整備に補助を受けることは必須要件とはなっておらず、平常時には会議室等で使用しているスペースを災害時に受入スペースとして活用する場合も想定されます。また、屋外の広場等で避難者等を受け入れる際のテント等を収納する倉庫等を補助対象とすることは可能です。

✓ 二十号「備蓄品」について

災害時に避難者等を受け入れた際に必要となる水、食料等を規定しているものです。ただし、これらの備蓄品は本事業の補助対象ではありません。

✓ 二十一号「防災備蓄倉庫」について

「防災備蓄倉庫」は、本事業の適用要件の一つとしてその確保が求められています。

✓ 二十二号「受入関連施設」について

災害時に避難者等を受け入れた際に必要になると考えられる施設であって、補助対象となりうる施設を規定しています。なお、これらの施設を全て整備することを本事業適用の必須要件とはしていません。

✓ 二十八号「通常在館者」について

平常時に建物内にいる者のことであり、学校であれば生徒や学生が建物を利用する者であり、教職員がサービス等を提供する者に該当します。同様に、病院の場合は、患者（入院患者及び外来患者）が建物を利用する者であり、医師、看護師及び職員がサービス等を提供する者となります。

✓ 三十六号「協定」について

本事業により整備される避難場所が災害時に确实かつ有効に機能・利用されるためには、地方公共団体との連携のもと、避難場所として提供される必要があることから、当該施設の所有者（管理者）とその地域を管轄する地方公共団体において、避難場所における避難者の受入に関する取り決め（地方公共団体の協力要請に基づき受入を行う等）を交わしていただくこととしています。

また、本事業により整備された避難場所を災害時に有効に機能させるため、受入人数や退避施設（受入スペース）などの一般的な管理に関する事項に加えて、避難場所であることの情報提供の方法や避難者の誘導方法を予め取り決めておくことを求めています。ただし、これはあくまで災害時における取り決めを求めたものであり、平常時から当該施設が避難場所であることの情報提供等を求めるものではないことに留意してください。

なお、制度要綱上「協定」と記述していますが、「覚書」「計画」であっても上記趣旨を踏まえたものであれば、実際に締結される文章の名称にかかわらず「協定」とみなします。また、「協定」の対象となるのは事業主体が民間事業者等である避難場所となりますが、地方公共団体が事業主体となる避難場所であっても「協定」と同趣旨の担保が必要であることに留意ください。また、地域における即地的・具体的な内容となりますので、「地方公共団体」としては市（東京都においては特別区を含む。避難場所の地域要件上、市又は特別区のみとなります。）を想定しています。（P.23「避難場所における避難者受入に係る協定について」参照）

5 避難場所における避難者受入に係る協定について

以下に、避難場所における避難者の受入に関する協定の記載項目を例示します。あくまでも参考にお示しするものですので、例示どおりの内容とする必要はありません。地方公共団体と避難場所の所有者との間において必要な事項を定めてください。

ただし、避難場所の所在地等取り決め上必要不可欠な事項以外に、次に掲げる事項は制度要綱上定めることを要件としておりますので、必ず協定に含めるようにしてください。なお、基礎事業を伴わない場合には、通常在館者用の備蓄倉庫について適切な維持管理を担保するための条文を追加することも可能です。（制度要綱第5 事業要件2項5号ハに該当）

（一般的に必要な事項以外に必ず定める必要がある事項）

- ・ 避難者の受入予定人数【記載例の第3条第4号】
- ・ 水害時における避難者への避難場所に関する情報の周知方法及び避難場所への誘導方法（地方公共団体の役割として記載）【記載例の第6条第1項】

《イメージ》

災害時における避難者の受入に関する協定書

〇〇市（以下「甲」という。）と避難場所の所有者〇〇（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、一時避難場所整備緊急整備事業により整備した避難場所について、大規模災害発生時等において避難者が一時滞在することが可能となるよう、当該施設の管理の方法等について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における用語の定義は、住宅・建築物防災力緊急促進事業制度要綱（令和●年●月●日国住街第●号）に定めるところによるものとする。

（避難場所）

第3条 協定の対象となる避難場所の内容は、次に掲げるとおりとする。

- 一 避難場所の名称
- 二 所在地
- 三 避難場所の面積及び位置

避難場所の面積 〇〇, 〇〇〇㎡

内訳

〇階〇〇〇〇（〇〇〇㎡）、屋上〇〇〇〇（〇〇〇㎡）

四 避難者の受入予定人数 人

五 避難者向けの備蓄倉庫の面積及び位置

避難者向け備蓄倉庫の面積 ○○, ○○○㎡

内訳

○階○○○○ (○○○㎡)、○階○○○○ (○○○㎡)

(変更の協議)

第4条 乙は、対象施設の増改築等により、前条の内容に変更が生じる場合は、あらかじめ甲と協議するものとする。

(避難者受入の要請等)

第5条 甲は、地震又は風水害その他の災害により、○○となったとき、避難者の受入に係る次に掲げる事項への協力を乙に対して要請することができる。この場合において、甲は、○○となったとき、速やかに乙に協力要請するものとする。

一 乙の所有する避難場所における避難者の受入

二 第7条に規定する備蓄品及びトイレの避難者への提供

三 避難場所における避難者の誘導及び災害関連情報の提供その他避難者に対する支援

2 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、避難場所の被害状況を調査し、受入の可否について速やかに回答するものとする。

(注) 否の場合：余震等による二次被害発生のおそれが高いと見込まれる場合

3 乙は、避難者の受入が可能な旨回答した場合には、最大限に可能な範囲でこれに協力するものとし、避難場所及びその敷地内の人目につきやすい場所において避難場所である旨の掲示するものとする。

4 第1項に規定する要請は、要請の理由、要請の期間その他必要な事項を記載した文書により行うものとする。ただし、これによりがたい場合は口頭で要請することができる。

5 甲は、前項ただし書きの規定により口頭で要請した場合においては、当該要請後速やかに乙に対して前項の文書を提出するものとする。

(避難場所に関する情報提供等)

第6条 避難者の円滑な受入を図るため、甲は、乙から前条第2項の規定により受入可の回答があったときは、○○により、避難場所の開設状況等の情報を避難者等に提供するとともに、○○により避難場所に誘導するものとする。

2 乙は、甲が行う前項の活動について、可能な範囲でこれに協力するものとする。

(備蓄品)

第7条 避難場所において、避難者に提供するために保管する備蓄品の品名及び数量は別表のとおりとする。

2 乙は、避難場所の整備後速やかに備蓄品を購入するとともに、その更新及び管理を行うものとする。

(受入期間)

第8条 第5条第1項の規定により乙が協力する期間は、甲が協力を要請した日から起算して3日以内とする。ただし、乙が認めるときは、この限りでない。

(受入の報告)

第9条 乙は、第5条第1項の規定による要請に協力したときは、その受入人数及び受入期間等の乙の受入実績に係る情報を記載した書面により甲に報告するものとする。

(費用負担)

第10条 甲は、第5条第1項の規定による要請に係る活動費用（災害救助法（昭和22年法律第118号））その他の法令の適用がある費用を除く。）が乙に生じたときは、当該費用を負担するものとする。

2 乙に生じた費用のうち第1項に掲げる費用以外の費用については、乙が負担するものとする

(又は)

2 乙に生じた費用のうち第1項に掲げる費用以外の費用の負担については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(原状回復)

第11条 甲は、災害時に避難場所として使用した場合において、当該施設及び備品等を汚損し、又は破損したときは、甲の負担により原状に回復するものとする。この場合において、乙が原状回復したときは、甲は、その費用を負担するものとする。

(又は)

第11条 災害時における避難場所としての使用に伴う当該施設及び備品の汚損又は破損については、甲乙協議の上、弁済の要否及びその方法について決定するものとする。

(損害補償)

第12条 甲は、第5条第1項の規定による要請に係る乙の活動に従事する者に損害が生じたときは、「〇〇の条例」の適用があるときに限り、同条例の規定によりその損害を補償するものとする。

(災害時連絡責任者)

第13条 甲及び乙は、災害時の連絡体制を確実なものとするため、災害時における双方の連絡責任者を文書により通知する。なお、責任者の変更があった場合は、速やかに連絡をするものとする。

(災害時の情報共有)

第14条 甲及び乙は、第5条の要請に基づき、避難者の受入期間中に得た情報を相互に提供し合い、情報の共有化に努めるものとする。なお、乙は、関係行政機関に対し、防災に関して必要な情報提供を行うことに同意するものとする。

(地位の承継) <例：市街地再開発事業の場合>

第15条 この協定に基づく、乙の一切の権利・義務は、〇〇市街地再開発事業による施設建築物の竣工後、その管理を行う組織の成立をもって、当該組織が承継するものとする。

2 前項の規定による権利・義務の承継があった場合においては、乙は遅滞なく、文書により甲に通知する。

(秘密保持義務)

第16条 甲及び乙は、この協定の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。第18条に規定する有効期間が終了した後も同様とする。

(協議)

第17条 甲及び乙は、この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(協定の変更)

第18条 甲又は乙は、この協定を変更するときは、3か月前までに文書によりその旨を通知するものとし、甲及び乙が協議の結果合意に達した場合は、次条に定める有効期間内であっても本協定を変更することができる。

(協定の効力)

第19条 この協定の有効期間は、本協定締結の日から避難場所が存続するまでの期間とする。

(又は)

第19条 この協定の有効期間は、協定締結の日から10年が経過する日の前日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに、甲及び乙のいずれからも協定の更新をしない旨の申し出がないときは、さらに10年間延長するものとし、以降も同様とする。

上記協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所

氏 名

乙 住 所

氏 名

別表第一

書類	様式
補助金交付申請書	様式 1
補助金交付申請書	様式 1 - 1
補助金交付申請（決定）額表	様式 1 - 2
補助事業建築物別表（交付申請）	様式 1 - 3
工事設計書及び変更工事設計書	様式 2
本工事費内訳表	様式 2 - 1
補助事業費財源表	様式 3
補助金交付申請進達書	様式 4
補助金交付申請進達書（鑑）	様式 4 - 1
補助金交付申請調書表	様式 4 - 2
補助金交付決定変更申請書	様式 5
補助金交付決定変更申請書（鑑）	様式 5 - 1
補助金交付決定変更額表	様式 5 - 2
国庫補助金受入調書	様式 5 - 3
補助事業建築物別表（交付決定の変更）	様式 5 - 4
補助金交付決定変更申請報告書	様式 6
補助金交付決定変更申請進達書	様式 6 - 1
補助金交付決定変更申請調書表	様式 6 - 2
指導監督事務費補助交付申請書	様式 7
指導監督事務費補助交付申請進達書	様式 8
指導監督事務費補助交付決定変更申請書	様式 9
指導監督事務費補助交付決定変更申請進達書	様式 10
補助金交付決定取消申請書	様式 11
補助金交付決定取消申請報告書	様式 12
補助金交付決定取消申請進達書	様式 12
補助事業の完了予定期日変更報告書	様式 13
補助事業の完了予定期日変更報告書（鑑）	様式 13 - 1
繰越調書	様式 13 - 2
補助事業の完了予定期日変更報告に係る報告書	様式 14
補助事業の完了予定期日変更報告進達書	様式 14
全体設計（変更）承認申請書	様式 15
全体設計（変更）承認申請書（鑑）	様式 15 - 1
全体設計（変更）表	様式 15 - 2
完了実績報告書	様式 16
完了実績報告書（鑑）	様式 16 - 1
完了実績総括表	様式 16 - 2

最終年度補助実績確認表	様式 1 6 - 3
完了事業箇所別精算額表	様式 1 6 - 4
補助金受入調書	様式 1 6 - 5
残存物件調書	様式 1 6 - 6
残材料調書	様式 1 6 - 7
発生物件調書	様式 1 6 - 8
指導監督事務費精算調書	様式 1 6 - 9
都道府県管内図又は都市計画総括図に完了建築物を明示	様式 1 6 - 1 0
年度終了実績報告書	様式 1 7
年度終了実績報告書（鑑）	様式 1 7 - 1
年度終了実績報告書（表）	様式 1 7 - 2
補助金確定通知書	様式 1 8
是正命令書	様式 1 9
補助金返還命令書	様式 2 0
額の確定通知	様式 2 1
額の確定総括表	様式 2 1 別添
債権発生通知書	様式 2 2
残存物件継続使用承認申請書	様式 2 3
残存物件継続使用承認申請進達書	様式 2 4
残存物件台帳	様式 2 5